二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、米子市役所又は鳥取地方法務局米子支局に照会すること。

平成二十五年四月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

鳥取県西伯郡春日村大字赤井手七十番地

植田　政藏

○外務省告示第百六十六号

平成二十五年四月十二日にアビジャンで、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

平成二十五年四月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関して千九百九十年三月二十六日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅰ」という。）、債務救済措置に関してこの書簡の付表に掲げる日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅱ」という。）、重債務貧困国の政府開発援助債務の完全な免除に関する日本国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により千九百九十九年六月十八日にケルンで発出された声明並びにコートジボワール共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会により二千十二年六月二十六日になされた承認に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2(1)　免除される債務は、従前の書簡Ⅰに従って締結された借款契約及び従前の書簡Ⅱに従って締結された債務繰延契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

(a)　二千十二年六月一日現在で償還されていない全ての元本

(b)　二千十二年五月三十一日以前に生じた未払の全ての利子（遅延利子を含む。）

(2)　債務の総額は、二百五億四千七十三万六千二百四十円（二〇、五四〇、七三六、二四〇円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びコートジボワール共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、コートジボワール共和国政府の権限のある当局は、経済・財政省である。

3　債務は、コートジボワール共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。二千十二年六月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4　コートジボワール共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、コートジボワール共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をコートジボワール共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年四月十二日にアビジャンで

コートジボワール共和国駐在

日本国特命全権大使　井上進

コートジボワール共和国

首相付経済・財政担当大臣

ニアレ・カバ閣下

付表

1　千九百九十二年十一月十三日

2　千九百九十五年三月二十七日

3　千九百九十九年六月十八日

4　二千三年十二月八日

5　二千十年三月十六日

（コートジボワール側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をコートジボワール共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年四月十二日にアビジャンで

コートジボワール共和国

首相付経済・財政担当大臣

ニアレ・カバ

コートジボワール共和国駐在

日本国特命全権大使　井上進閣下

○農林水産省告示第千四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町上分字大中尾七九・七八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字名ケ平二五九、二六〇の一、字中峯一四、字名一七九、字入手八三の一、一二五、字殿宮一一三八、一一三九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大中尾七七九、七八八、字名ケ平二五九、二六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字中峯一四、字名一七九、字入手八三の一、一二五、字殿宮一一三八、一一三九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町下分字黒口三四四から三四七まで、三八一から三八三まで、三八六から三八九まで、三九一から三九三まで、三九五、四一三、四一三、字釘貫五六〇、五六一、五六八、五六九、字地野一七四の二（次の図に示す部分に限る。）、字三ツ木一九、二〇、二二の一、二二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒口三四四から三四七まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、三八一から三八三まで、三八六から三八九まで、三九一から三九三まで、三九五、四一三・字釘貫五六〇・五六一・五六八・五六九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字地野一七四の二、字三ツ木二二の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）